

1 道路特定事業計画の作成趣旨と基本方針

(1) 道路特定事業計画作成の趣旨

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の実現に向け、旅客施設や駅前広場、車両などのバリアフリー化を総合的かつ計画的に推進することを目的とする「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(平成12年法律第68号。以下「交通バリアフリー法」という。)が施行されたことにより、明石市では、JR明石駅・JR西明石駅・JR魚住駅の3地区を重点整備地区とする「明石市交通バリアフリー基本構想」(以下「基本構想」という。)を平成14年3月に策定しました。

そして、このたび、この基本構想を受けて、交通バリアフリー法第10条に基づき、国土交通省、兵庫県、明石市が共同で、道路管理者が実施する道路等のバリアフリー化事業(道路特定事業)をとりまとめ、「明石市交通バリアフリー道路特定事業計画」を作成しました。

今後は、この事業計画に基づき、重点的・一体的に重点整備地区内の道路等のバリアフリー化を進めて参ります。

(2) 整備目標年次

整備目標時期は、平成22年(2010年)を基本とします。

(3) 整備の基本方針

本事業計画に基づくバリアフリー化事業の実施にあたっては、国が定めた「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」(以下「基準」という。)に基づく「道路の移動円滑化整備ガイドライン(国土交通省道路局企画課監修)」に沿った整備を図ります。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、可能な限り基準等に沿った整備に努めます。

(4) 道路特定事業計画の作成にあたっての留意点

基本構想に定められた重点整備地区3地区の特定経路 について、各路線ごとにバリアフリー化事業の計画を盛り込んでいます。

特定経路：駅から官公庁施設、福祉施設などの主要な公益的施設までの経路

本整備計画には、交通バリアフリー法第12条に定める駅前広場、通路等の一般交通施設の整備などについても、あわせて計画に盛り込んでいます。

特定事業計画の策定にあたっては、国・県・市の道路管理者、公安委員会及び公共交通事業者で構成する「明石市交通バリアフリー道路特定事業計画策定委員会」を設置し、3回の委員会開催により最終計画案を取りまとめ、PIを実施した後、「明石市交通バリアフリー道路特定事業計画」を策定したものです。

なお、基本構想策定時に高齢者、身体障害者等を始め関係者からいただいたご意見については、十分に反映しております。

(注) 本事業計画は、現時点での整備事業計画を定めたものであり、今後の各事業の進捗状況、さらには社会情勢の変化等により、変更することがあります。